



Title	協同蓄積論の射程 - 公共性との関わりで
Author(s)	宮崎, 隆志
Citation	社会教育研究, 20, 1-11
Issue Date	2002-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28538
Type	bulletin (article)
File Information	20_P1-11.pdf



[Instructions for use](#)

協同蓄積論の射程—公共性との関わりで—

宮 崎 隆 志

はじめに

協同蓄積論については、10年前の拙稿で言及した¹。それは協同性の発展論理を整理することを意図したものであったが、協同の取り組みの内部での質的变化・発展を叙述することに主眼を置いたために、協同性の発展が有する社会的意義を検討するための理論的焦点の提示は必ずしも十分ではなかった。例えば今日では、新たな公共性の形成と協同性の発展との関連問題が、実践的・理論的に脚光を浴びているが、このような問題の検討のためには協同性の発展を歴史的・社会的な文脈において理解することが前提となる²。

小論は、10年前の拙稿を受けて、そこで提示した論理が持っていたいくつかの前提や必ずしも明示的に示していなかった意義を、現代社会批判との関連において再整理することを目的としている。具体的には、公共性批判の論理、批判的主体の形成論理に焦点をあてて、協同蓄積論がそれらに対し、開き得る地平を明らかにしたい。なお、行論においては地域における社会的労働の形成を念頭においているが、論理展開の必要に応じて、それに限定されない一般的な社会的生産過程についても言及する。

1. 社会化の意義

前稿でも述べたように、協同性の発展は社会化の一形態が展開することである。まず最初に、社会化すなわち社会的なものの形態化の意義について確認しておきたい。

(1) 社会化と公共性

古典古代社会における公共性は〈公—私〉の二項関係の下で成立していた。それに対し、近代社会における政治的国家と市民社会の分離は、〈公—私〉の間に社会的な領域を挿入することになる。私的な領域から「経済」が自立することによって、私的領域は社会的に再生産されることになった。

このような理解を前提にすると、近現代における公共性は、分離した市民社会と国家との統一論理として問われるのであり、したがってそれは、社会的な領域に関する当該社会における自己了解の在り方に強く規定されると言える。例えば、社会的領域がすべて公共性を有する、つまり社会的

なものと公共的なものが同等視されたならば、それは理論的な意味での社会主義を意味することになる。もとより資本主義社会においては、社会的なものはそのまま公共的なものとは見なされない。このことは、社会的なものの了解のされかたに対応して公共性の意味や内容も種差をもつことを示唆している。

社会化の進展が現代社会において有する意義の一つは、このような文脈において明らかになる。非経済分野も含んで重層的に構成される社会的な領域は、生産の社会化を基礎にしながら、現代社会では不可逆的に拡大している。そのことは、公共性問題と密接にリンクする問題領域が、量的・質的に拡張していることを意味し、その領域の社会的な了解のありかた、あるいはそこでの正当性の論理が、現代社会の本質把握にとっての争点を形成するに至らざるを得ないこと、逆に言えば現代社会の安定性を動揺させる問題領域が明示的に拡大することをも意味している。昨今の公共性論議への関心の高まりも、ポスト福祉国家体制の模索という、単なる政治的場面の転換に起因するものではなく、社会化の進展という歴史的な変化に起因していると見るべきである。

(2) 貧困化の対自化と専門性の問い直し

社会化は貧困化の過程とワンセットに進む³。労働の社会化が生産・生活手段を喪失した「裸の労働力」の形成を前提条件としていることに、それは端的に示されているが、一般的にも社会化は、失われた機能・不足する機能を間接的・意識的・対自的に再構成することによって成立している。

社会化の進展はまた、分業の進展でもある。分業の進展は、様々な専門性に基礎を置く労働を分立させる⁴。このことは、失われ、不足する機能を再構成する主体が、社会的に専門労働者として形成されることをも意味している。自らの職務の内容、あるいは課題と方法について、自覚的な問い直しを行い、その上で発揮した専門性に意義があり、社会的・客観的に承認されたときに、分業は成立する。これは資本の下で進む社会化の場合でも同様である。こうして社会化された労働の担い手には、自らの労働の根拠を問い直し、再建し支援すべき生産・生活上の機能を明確にし、その課題と方法を自覚することが求められる。

他方で、住民あるいは消費者の側は、社会化された労働のありかたについて、自らの生産・生活の過程に即して評価を行い、批判することになる。例えば、子育ての援助を例にとれば、保育の内容は子どもの成長・発達についての専門労働者の側のある理解に基づいて規定されるが、その理解の限界は、保育実践を通して、さらに親の生活過程の中で明らかになってくるであろう。一般的には、代替的・補完的な、あるいはより高次の次元で再構成された機能は、当該社会における人間の自己認識（科学的認識）の水準に規定されて不完全で有限なものにならざるを得ない。自然をコントロールするために構想された手段が、自然を破壊していたことが明らかになることも同様である。しかし、厳密に述べれば、このような事態は後に言及するように、資本のシステムの下で進む

社会化では必然的に生ずる。資本が社会化された労働自体に制約を与えることによって、これらの労働は矛盾をはらんで成立するのであるが⁵、その矛盾が実践過程を制約する（社会化に伴う貧困化をもたらす）。そうであるが故に、社会化された労働の担い手は、さらに自らの労働の意味を問い返さざるを得ない。社会的領域について、そのような自覚的な反省を行う労働者を産出する可能性を切り開いたことも、社会化の歴史的意義の一つである。

(3) 住民の陶冶の条件の形成

さらに、社会化された領域は反省的な空間であることによって、それはまた住民の陶冶の場にもなっている。経験の社会化という意味でもそれは現象的には指摘できるが、この点は社会化の諸形態、労働する主体の存立構造とも関わって、厳密に理解されねばならない。章を改めて言及する。

2. 資本による社会化に伴う矛盾

以上の議論では社会化の諸形態を区別していない。しかし、実際には社会的領域は、資本による社会化、国家・自治体による社会化・協同による社会化の3つの形態によって構成されている⁶。それらの内容については、注6の文献に委ね、ここではそこで言及できなかった点についてのみ補足しておきたい。

第一に、そこでは地域において進展する、資本による社会化を、商品化を基本的形態とするものとして述べていたが、当然ながらそこでも労働の社会化がより基礎的な次元における社会化として存在する。つまり、生産手段から分離された労働者が、資本の下において再び生産諸手段と結合し、集団的労働力として組織されることによって労働は社会化されるのであるが、これは地域における社会的労働の形成を考える場合でも欠かすことのできない視点である。生産・生活の社会化として成立する社会的労働も、それが資本によって担われる限り、労働の社会化を伴いながら進展するのであり、言い換えれば、地域において生産・生活を支援する集団的労働者が、たとえ資本の下においてであれ形成されることになる。その限りで、前章で指摘したような貧困化や専門性の対自化の可能性が形成されると言える。

第二に、そのことは、「事実的な社会関係」⁷が資本の生産過程において発生することを意味する。集団的に組織された労働は、社会的労働場面に即して社会関係を発生させるが、それは労働者の主体的な関係行為によって生じている。地域における対人社会サービス労働の場合でも同様であり、その社会関係は生産者としての労働者と消費者としての利用者との関係にまで広がっている⁸。つまり、社会サービスという社会過程が直接に資本の下に包摂され、そこで労働者どうしの新たな「事実的な社会関係」が生ずることになる。新たな集団的労働を担う労働者は、事実上は社会サービス過程を編成している。しかし、それはあくまでも「事実上」の関係にとどまる。

「公認の社会関係」⁹はあくまでも商品所持者の交換関係であり、私的所有者としての相互承認である。そこでは人格的な諸関係から生産関係は捨象されている¹⁰。労働者は資本主義的協業においては「互いには関係を結ばない」者として相対し、資本の意思にしたがって労働過程で編成される。ここに至り、労働者は「私的・孤立的な眼と社会的な・連続的な眼」とに分裂した「互いに疎遠な尺度」を持つが、それは「当事者の主観を規定する社会システムそのものの存在様式」である¹¹。商品所持者としての相互承認は、私的所有を成立させると同時に、領有法則の転回により、一方では「資本家的所有」を指定するが、他方では労働者に「互いに疎遠な尺度」を生じさせる。第一の指摘とも重ね合わせれば、貧困化を対自化する集団的労働主体が形成される可能性が生じながらも、それは分裂し矛盾した尺度をもった労働者を同時に形成することによって、その可能性は現実性に転化することを妨げられている。資本による正当化は、商品所持者としての相互承認という原理に基づいて、第一に労働契約における労賃の支払いによってなされ、第二に雇用の維持、つまり商品交換関係を維持することによってなされる。労働者の側も、私的所有者として契約関係を結ぶこと（就労先の確保）と正当な労賃の受領が主たる関心にならざるを得ず、その契約が履行される限りで、当該関係は労働力商品所持者としての労働者によって正当化される。

しかしながら、この転回関係は、私的な眼と社会的な眼を併存させる労働者の矛盾の顕在化を回避できない。そこでその矛盾を私的所有者の視点から解決することが資本にとっての至上命令になる。先の可能性を潜在化あるいは顕在化するための階級的な闘争の場面がここに形成される。資本による矛盾の解決は、商品所持者としての相互承認という私的所有の論理に基づくものであり、それは自ら形成した社会的実体を私的所有の中に封鎖する試みである。しかしそれも悪無限的な試みに終わらざるを得ない。なぜなら自らが社会的実体を不断に拡大することによって、闘争場面は質的・量的に拡大せざるをえないにもかかわらず、資本はそれをそのものとして顕在化させないために徹底して私的封鎖を試みるしかないからである。

3. 領有法則の転回と公共性

以上のように、新たに形成される社会的領域は、公認の社会関係たる私的所有者の相互承認、すなわち私的所有関係と、事実的な社会関係たる労働する諸個人の生産における社会関係の対立を基礎として構成されている。したがって、この領域は矛盾を内に含む領域であり、実践的には階級的な闘争が展開される領域である。

先に述べたように、この領域の社会的な自己了解のありかたによって、公共性のありかたも規定されるのであるが、これまでの分析を踏まえれば、より厳密には社会的領域の矛盾の解決論理に応じて、公共性のありかたが規定されると言える。

上述のように、資本は事実に創出した社会関係を私的に封鎖することを試みる。有井行夫によ

れば、その試みは公共的形態化を媒介とすることによって遂行される。すなわち「資本のシステムは、自己の内部の社会的なものを、自己の外部の公共性に転換し、私的諸資本の環境の公共性として承認する」¹²。その意味は筆者なりに敷衍すると、次のようなものである。「生産組織の非正当性という資本にとって内部の問題と労働者の人格的自由の抽象性」は同一問題であり、資本のシステムは自己内部の社会的なものの非正当性、労働者との敵対性を産み出すことによって、労働者と資本家との対等性が仮象にすぎないことを事実としてあらわす。労働者の貧困化にそれは集約されるが、それを資本内部の生産において対等性を回復するのではなく、資本の外部において労働者の貧困化への対応を組織することによって、労働者の人格的自由の形式を維持しようとする。そこで労働力再生産にかかわる外的環境の公共化が図られ、教育・社会保障などに公共的形態が付与される。こうして公共的環境に支えられることによって、労働力商品所持者の私的人格、つまり商品所持者としての相互承認体制が維持される。それはそのまま、資本内部の生産組織の非正当性を不問に付すことに帰結する。それゆえに「諸個人にとっての公共的環境の利益は、その形態を保持したまま諸資本の利益に転回する」¹³。

ここで確認しておくべきは次の5点であろう。第一に、ここで指摘されている公共的環境の整備は、あくまでも私的人格の自由という仮象を維持するためのものであり、そこに限界線が与えられる。例えば、労働する主体としての相互承認や「人格的労働」を実現することにより、その仮象性を否定するような真の公共性が実現されることはない。

第二に、しかし、それは同時に私的人格の自由を維持することの正当性を労働者に即して承認することになる。実体保全要求や正常な再生産への要求の正当性を国家が認めることによって、そのような要求を外部化したはずの資本へもそれは反映する。工場法に見られるような規制が、資本の論理に包摂されたものとしてであれ¹⁴、社会的に実現されることになる。

第三に、生産過程の社会的組織化の正当性は、結局、私的所有によってしか付与されない。公共化は領有法則の転回が妥当する前提条件の整備を公共化したにすぎない。言い換えれば、矛盾したシステムを矛盾したままに維持する条件を整備したに過ぎない。

しかし、第四に、このことは、資本による外部的環境の公共化は、公共領域も巻き込んだ悪無限的なシステムを構築したにすぎなかったことを、逆に明らかにする。生産組織の非正当性そのものは、人格的自由の仮象性がどのように維持されようとも、湖塗不可能であるからである。国家の主張する公共性は真の公共性からは離れたところの、制限されたものでしかないことが明らかになる。

したがって第五に、私的所有者の自由を維持するための公共性もまた、それが前提する資本のシステムの矛盾によって、その仮象性が批判されざるをえず、公共性内部に矛盾を含んで展開することになる。ここでの対立は、人格的自由の形式性と実質化をめぐる対立であり、資本の求める公共性と労働者の求める公共性の対立であり、国家の二重性をめぐる対立である。公共性内部に転化さ

れたこの対立も、資本のシステムが前提される限り、私的所有の論理を社会システムとして徹底することによる解決が志向されることになる。全ての人格が商品所持者として相互承認する関係を、社会的行為のあらゆる場面に浸透させ、それらの社会的行為を包摂するという新自由主義的対応が資本のシステムに最もふさわしい解決策であろう。しかしながら、この解決策も領有法則の転回が社会の全場面に妥当することに帰結せざるを得ず、そのことはまた社会の全場面に「事実的な社会関係」が組織されたことを資本自らが顕在化させることになる。

4. 協同蓄積の論理

社会的領域を構成するもう一つの社会化形態が協同による社会化であった。まず、その展開論理を再掲しておこう。

(1) 私益・私権の侵害

以上にみたように、資本のシステムは私的所有者の自由を自ら抽象化・形式化しながらも、その実質化と徹底を主張せざるを得ない。しかし、資本による社会化（それを補完する国家による社会化も含めて）は、その内在的な制約によって貧困化をももたらし、私的所有者の自立性を侵害することは避けられない。

そのような事態に直面した私的所有者は、資本の正当化論理を根拠にした異議申し立てを行うことになる。その論理は資本が妥当させているものであり、また私的所有者はすでに「社会関係を自覚的に形成しうる主観性を獲得している」¹⁵。そのうえ、資本の社会性の強まりは、権利侵害問題や被害を社会的な広がりをもって発生させることになり、当事者にも問題の広がり（普遍性）は自覚されるようになる。

(2) 「共通の敵」への対抗運動：association

こうして自覚的な異議申し立てを行う私的所有者は、客観的に形成された問題の社会性に対応した社会的な運動を組織することになる。いわば「共通の敵」への対抗運動が開始されるのであるが、ここでの新たな社会関係は自立的な私的所有者からなる協同 association である。

(3) 共通の目標設定とその実現のための社会的意思

異議申し立てを現実的な規制力・抵抗力にするためには、何らかの組織的行動が不可欠である。この場面では、まず第一に、当事者たちが共有する問題の確定とその本質の分析、共通の目的と具体的な実践課題の確認、課題達成のための社会的意思の形成（計画化）がなされ、そのもとで労働力の自覚的・計画的支出がなされる。ここに、最初の協同労働 I：cooperation I が組織される。

(4) 運動（協働労働）の成果の評価

運動は私益を集団的に擁護するために始まったものであるから、私的所有者としての自立性は運動内部でも前提にされている。平等性についても、私的所有者どうしの対等性が根拠となるため、運動過程でのコスト負担（金銭的なもののみならず、労働時間、役割分担等も含む）についても、機械的な平等主義（均等な分担）が採用されがちである。

これは運動の成果に関する評価にも当てはまる。実際には協働労働によって成果が得られたにもかかわらず、私的所有者としての自己規定が強い場合には、成果の帰属は正当性原理としての私的所有に対応して決定される。ここでは協働は私益・私権を擁護するための手段でしかなく、その目的が達成された場合には、協働そのものが使命を終える可能性もある。

(5) 協働労働Ⅱ（第二循環）：cooperationⅡ

しかし、事実としては、自覚的に形成された社会的意思によって組織された集団的労働が眼前に存在し、その協働によってのみ生まれた固有の成果もまた確認可能である。類比的に述べれば、協働によって生じた「剰余」が存在するのであり、その利益は個々の私的所有者には還元不可能である。

そのことは、運動の第二循環の終わり、すなわち協働の成果に基づいてさらなる協働が組織され、その成果が産出されたときに明示的になる。労働に基づく取得の原理は、労働が私的である場合には個々の私的所有者への還元を正当化するが、第二循環が終わった段階では、私的所有に起因する労働ではない以上、そのような還元は不可能である。

(6) 共同（所有）：community

協働そのものによって産出された成果は、協働する主体が取得することが承認される。もはやその成果は個々の誰のものでもなく、「われわれ」が生み出したものであることが自覚される。ここでは協働する主体としての相互承認に基づいて取得が正当化される。

さらに、ここに至り、協働することの固有の意義が自覚され、もはや出发点に位置した私益擁護を越えて、協働で創造する新たな価値が自覚的に追求されるようになる。協働は手段から目的に転換している。

5. 協働蓄積論の意義

以上のような協働性の発展が有する意義は、現実の社会においてはたとえ部分的であれ、資本のシステムにおける領有法則の転回を批判し、その矛盾の新たな自覚的解決形態を端緒的に提起することにある。いくつかのポイントを確認しておこう。

第一に、私の商品所持者としての相互承認が否定されることがある。協同の出発点においては私的所有者としての正当な取得権利が主張されたが、そこでは私的所有者としての相互承認が正当性の根拠である。しかし、協働によって集団的な労働に基づく新たな社会関係が構築されるに至って、相互承認空間は協働つまり労働によって構成されるものへと転化している。したがって、ここでは正当性の根拠は協働の主体としての相互承認にある。

もちろん、以上に見たように、協同はその出発点においては手段的に組織されるから、相互承認のありかたをめぐっても、協同は内部に矛盾を抱える込まざるを得ない。私的所有としての正当化論と、協同労働に起因する社会関係における正当化論は、協同の過程において衝突することが避けられない。しかし、この衝突は、資本の私的所有内での社会的労働の形成の場合と異なり、労働する主体の側からの積極的な解決が可能である。何故なら、協働は自覚的に労働における関係を取り結んだ諸個人によって成立するのであり、集団的に労働する「われわれ」が、当事者によって経験的に確認されているからである。

第二に、労働者に即せば、そのことは、商品所持者としてではあれ、形式的に獲得した社会編成の主体としての意識を、協働として具体化することになる。つまり、私的所有者として社会編成の主体であることの自覚は、協働による社会編成の主体であることの自覚へと連続する。逆に言えば、社会編成主体であることの具体的な自覚は、私的所有者としての抽象的なその自覚を出発点としながら、その抽象性を協働によって克服することによって獲得される。

第三に、以上のような協働の経験は、資本の私的所有の内部に生じた事実的な社会関係が、労働者の相互承認の場であることを反省的に明らかにする。資本は自らの内部に形成された協働性の直接的な承認を、労働者の人格的自由の公共的な補完によって回避することを試みたにも関わらず、協働に基づく共同としての相互承認関係がもう一つの社会的正当化原理であることが明示されるに至って、資本内部の事実的な社会関係の持つ意味が反省的に明らかになる。

協同の運動と労働（組合）運動が連携する必然性はここにある。労働（組合）運動は、労働者の生活と権利を守るのみならず、働く者の誇りを守り発展させることも課題とする。後者の課題は、「働く仲間」としての連帯の中で達成されるのであるが、新たに形成された協働の主体が「働く仲間」として位置づけられたときに、そのような主体としての資本の下の労働者にとっても自己形成が実践的な課題となるし、かつその展望も与えられるであろう。

第四に、資本はこのような自己を否定する可能性をもつ契機を社会的に承認せざるを得ない。すなわち、資本のシステムの矛盾の解決のために、労働者の人格的自由の抽象性を補完することを社会的に追求する以上、その一形態として協同の組織化は承認せざるをえない。各種の協同組合が商品交換関係を維持する上で必要な装置として、資本のシステムの形成とほぼ同時に位置づけられたこともその歴史的証拠である。但し、ここでも協同労働に基づく労働者の新たな相互承認の論理は、資本としては認めるわけにはいかない。したがって、社会的に承認された協同は、私的所有者

の協同に限定される¹⁶。資本や労働力商品所持者とも同じく、協同に対しても私的な主体としてのみ社会的な正当性が付与される。実際にも、各種の協同組合は生産・労働の矛盾を流通・消費の場面に転換する装置として位置づけられてきた。

しかし、先にみたように協同性の発展は協働を組織し、共同にまで至る可能性を持っている。したがって協同の対抗点は協同労働の組織化にある。先に指摘した協同内部の二つの承認原理の対抗関係は、社会的にみれば資本のシステムに位置づけられた協同の有する限界＝矛盾の反映でもある。このような「危険な領域」を社会的に産み出さざるを得ないことも資本の矛盾したシステムに即して必然的である。

第五に、資本が産出した公共性に対する批判の可能性が開かれることがある。既述のように、資本は商品所持者としての相互承認の論理を維持し貫徹させるために、労働力の実体保全にかかわる領域に公共性を承認したが、それは同時に資本にとっての公共的環境に転化した。それに対し、協同性の発展は、生産・労働の社会性を直接承認する論理を形成することによって、生産・労働そのものの公共性を主張する。

例えば、自治体とのパートナーシップの形成は、新自由主義的な行政論理からも進展するが、そこで生産を組織する主体が自治体と連携することは、単なる参加論とは異なった重要な意義を有する¹⁷。すなわち、協働で生産を組織する行為そのものが公共性をもつことを承認するものである。私的所有者の自由を基礎におく市民的公共性とも、商品化システムの維持や実体保全対応を意図する福祉国家的公共性とも異なり、住民自らが労働する主体となることに公共性を認めることになる。NPOが有する公共性にとっての意義も、単に公共性が国家に閉じたものから市民に開放されたというよりも、市民の活動、すなわち協働に公共性を認めることにある。もちろん、その領域は周到に限定され、資本の生産過程とは連続しないように限界が確定されている。しかし、限られた領域であれ、協働そのものに公共性を承認することは、「事実的な社会関係」を公認する端緒となるものであろう。いわゆる民間事業者と自治体および協同の取り組みが併存する分野においても、そこでの公共性原理を、協同の取り組みが提起しうる可能性が開かれたことになる。

このことは新たな実践的課題をも提起する。3つの社会化形態は、各々に固有の矛盾を内部に抱えていたが、それらの矛盾の解決過程に即して、相互の実践的関連が形成されるであろう。協同的社会化についても、その内部に存在する矛盾に着目することが必要であり、協働から共同への発展はその矛盾の解消過程として理解された。そして、その過程は、他の社会化形態が有する矛盾の解決（労働運動）にとって、固有の意味を有するのであり、それは端的には「事実的な社会関係」に基づく公共性の論理を提起する点にあった。協同それ自体が批判的意義を有するかのような理解は、その主観的意図にもかかわらず（厳密にはそれ故に）体制補完的な役割を担うにとどまるであろう。

このような論理的連関に基づけば、公務労働者・賃労働者・協同労働の担い手の連帯の中から、

公務労働のありかた、資本の労働過程の編成についての、公開・公認された社会的規準が形成されることを展望できる。そして、そのような規準を協働の経験に基づいて提起することは、労働者のみならず住民の実践課題ともなる。ここに至り、資本に対する民主的規制は、基本的人権を根拠とし、対置するものからさらに前進し、労働内容そのものの質をめぐる規制という段階へ展開するであろう。

おわりに

この端緒的な取り組みを通じて、資本の公共空間は真の公共空間に転換させられる。客観的には資本の公共空間に位置づけられている教育も、協働に基づいて形成される公共空間に包摂されることよって、真の公共性を回復することになる。

協働蓄積の展開は、以上のような可能性を切り開くものである。この可能性を現実化する条件の中の不可欠の要素として、協働の社会教育が位置づいている。

注

- 1 拙稿「協同における正義概念の構造」、『北海道大学教育学部紀要』第59号、1992年
- 2 協同性と公共性あるいは協同性が社会教育実践として有する意義については、以下の拙稿を参照していただければ幸いである。「協働の経験と主体形成」、『月刊社会教育』No 506、1998年1月号、「社会教育実践の公共性」、『日本社会教育学会紀要 No 36』2000年、「現代教育改革と教育の協同性・公共性」、『第13回生涯学習セミナー記録集 21世紀の教育改革の課題』、2001年。
- 3 これは社会教育研究にあたっての我々の共通理解であった。美土路達雄編著『現代農民教育の基礎構造』、北海道大学図書刊行会、1981年、山田定市『地域農業と農民教育』、日本経済評論社、1980年など。
- 4 山田定市は社会資本形成に伴って発生する新たな専門労働者が、社会資本の民主的統制にとって重要な役割を担うこと、社会化された労働を担う専門労働者と住民の協同が重要な問題領域を構成することを一貫して主張している。山田、前掲書、p 90 など
- 5 この点については、拙稿「地域関連労働の矛盾をどう把握するか」、『北海道大学教育学部紀要』第71号、1996年。
- 6 この3つの区別は一般になされているが、筆者の理解については、拙稿「地域関連労働の形成論理」、山田定市編著『社会教育労働と住民自治』筑波書房、1992年を参照されたい。
- 7 有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』、青木書店、1991年、p 257
- 8 ここでは、サービス労働が生産的であるか否かは問題ではない。資本が集团的労働を組織することが注目すべき点である。

- 9 有井, 同上
- 10 有井, 同上書, p 262
- 11 同上書, p 264
- 12 同上書, p 346
- 13 同上書, p 346
- 14 工場法は競争的環境下においては, 資本蓄積のための有効な条件となる。K. Marx『資本論』I, 第13章。
- 15 有井, 前掲書, p 349
- 16 資本のシステムにおける協同組合の位置については, 高畑明尚「生活協同組合の存在構造」『駒沢大学北海道教養部論集第6号』, 1991年
- 17 「社会システムの諸契機にいかにかに国家を, すなわち公共性を形態化しようとも, またその限りにおいて諸個人の参加を実体化し, 人格の抽象性を克服しようとも, 労働過程そのものの共同占有の排除が資本の存立と同義である限り, 転回する存立そのものは克服することができない」, 有井, 前掲書, p 276